

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	生活保護(扶助費)				継続			
コード	31	-	23	-	01	-	00	予算事業名 生活保護(扶助費)
担当部署	福祉部		生活福祉課		予算事業コード 会計 10 款 03 項 03 目 02			

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け		位置付けなしの場合	法令による実施義務	
基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	根拠となる法令、条例等	・日本国憲法第25条 ・生活保護法
方向性(節)	1節	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり		
施策	5	社会保障の推進	個別計画等の名称	なし
細施策	5	生活保護制度の適正な運用		

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	生活困窮のため最低限度の生活を維持することのできない世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために実施する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	保護申請時において相談者の状況を把握して適正助言を行うとともに、ケースワーカーによる訪問調査活動、就労支援相談員による就労支援の実施、社会福祉協議会、民生委員及び医療・介護機関等との連携により、生活保護の適正実施を図る。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		5,217,270	5,847,177	6,696,243	7,169,811	7,419,197	
事業費	A	5,177,099	5,767,894	6,617,639	6,940,193	7,287,000	7,651,000
	B	222,764	267,118	296,000	325,600	333,423	370,000
総コスト(C=A+B)		5,399,863	6,035,012	6,913,639	7,265,793	7,620,423	8,021,000
正規職員(1年間の従事人数)		30.00人	36.00人	40.00人	44.00人	45.00人	50.00人
臨時職員(1年間の従事人数)		0.83人	0.78人	0.00人	0.00人	0.46人	0.00人
国県支出金	D	3,817,203	4,307,216	4,672,363	5,354,772	5,571,747	5,794,000
その他特定財源	E						
市の財政負担(=C-D-E)		1,582,660	1,727,796	2,241,276	1,911,021	2,048,676	2,227,000

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含まれます。

4. 成果指標・活動指標による分析

活動	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
活動	被保護世帯数	世帯	2,214	2,600	2,846	2,982	年度末被保護世帯数
活動	生活保護開始件数	件	39.5	58.3	47.8	46.3	年度平均1か月
活動	生活保護廃止件数	件	21.8	27.3	27.4	34.7	年度平均1か月
活動	保護率	%	9.5	10.9	11.9	12.3	年度保護率
中心指標の考え方	本事業の成果には、社会環境的要素が強く介在するため、活動指標を中心に評価する。						
指標に基づく評価	景気悪化による厳しい雇用情勢、年金未納世帯の高齢化等の社会環境的要素から、保護開始件数が廃止件数を上回る状況が続いており、被保護世帯数は増加し続けている。今後も保護申請があった場合には、相談者の状況を把握して適切な助言を行うとともに、稼働能力のある被保護者に対しては就労支援により、自立の助長を行う必要がある。						

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	有効性に課題
保護の実施には、個々の世帯の生活実態・問題点等の把握が不可欠であり、近年においては就労指導の充実・強化が大きな課題である。しかし、稼働能力がありながら継続して保護を受けている世帯に対しての就労支援が十分に行き届いていない状況が見られており、対策が必要である。当事業は被保護世帯数が社会環境的要素に大きく左右されるため、福祉事務所の援助が世帯の自立・安定に直結することが難しい面もある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	近隣市保護率(%) 川越市12.3 (24.3現在) 所沢市13.7 狭山市7.4 上尾市8.5 富士見市13.7 ふじみ野市15.0 坂戸市9.2 鶴ヶ島市8.7 日高市9.9
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	日本国憲法第25条に規定する理念に基き実施している事業であり、最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットであることから、事業を廃止することはできない。
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	継続
今後も保護申請時において相談者の状況に応じた適正な助言を行うとともに、訪問調査活動を充実させ、世帯の生活実態を的確に把握することにより、不正受給を防止し、自立助長のための助言指導を行う。また、被保護者に対する就労支援の充実・強化を図るため、24年度から就労支援方法を体系的に見直し新たな稼働能力判定基準の策定及び無料職業紹介事業の実施を行っており、就労支援の充実・強化をさらに推し進めていく。	